

事例研究～中国ビジネス法務

(第103回) 経済補償金の計算の根拠
となる一部法規を廃止へ—実務への影響北京市大地律師事務所/日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳

今年11月24日、人力資源社会保障部(以下「人社部」という)は、第5次失効・廃止宣告文書の目録を公布し、古い法規文書がその後の新たな法的根拠によって存在意義を失ったものを含め、計102件の法規について失効あるいは廃止とすることを宣告しました。この中で、従業員の勤続年数のうち2007年12月31日までの期間にかかる経済補償金を計算する上での根拠となっていた「労働契約への違反及び解除にかかる経済補償弁法」(労働省が1994年12月3日に公布したもの。以下「481号文書」という)も廃止されることとなり、当該期間の経済補償金計算のための法的根拠が失われることとなりました。今回は、481号文書の廃止が日系企業にもたらす影響と対応策について解説いたします。

◇481号文書が経済補償金の計算に大きく影響を及ぼしたケース

中国の現地日系独資企業A社は、3年連続赤字となったため、一部の従業員を整理することにより企業経営コストを低減し、赤字改善を図ろうとしていた。A社は、人員削減をスムーズに実行するため、協議により一部の従業員との労働契約を解除することを決めた。

うち販売業務担当の従業員Mは、1994年12月に入社しており、2017年12月で23年間勤務したことになる。この場合、「労働契約法」の規定により、M氏の経済補償金は勤続年数を二つの期間に区分して計算する必要がある。

①2008年以降の期間については、1年につき1カ月分の賃金に相当する金額の経済補償金を支払う(すなわち10カ月分)。

②2007年12月31日までの期間については、1年につき1カ月分の賃金に相当する金額の経済補償金を支払うが、最長でも12カ月を超えない。

従業員との個別交渉の中で、M氏は当初法律についての正確な認識がなく、上記(2)の部分の経済補償金に12カ月分という上限があることを認めず、2007年までの在職期間について13.5カ月分に相当する額の経済補償金(2008年以降の部分と合算して合計23.5カ月分)を支払うことを会社に要求していた。ところが、弁護士より481号文書の規定を示されて説明を受け、M氏の主張は法律上支持されにくいものであることを自ら認識し、A社が追加的に提供する0.3カ月分相当の経済補償金が受給できなくなる可能性もあるということもあり、最終的には会社側の計算方法を受け入れた。

◇481号文書廃止後に生じる主な影響と懸念

現行の「労働契約法」の第97条第3項では、経済補償金について「期間を分けて計算する原則」が明確に規定されています。このため、2007年までの在職期間にかかる経済補償金の計算の根拠が、481号文書の廃止とともに失われてしまうことになり、この問題の解決に関して人社部から明確な意見が出るまでは、実務において会社側に不利な混乱状態が生じる可能性があります。

1. 2007年までの経済補償金をどのように計算するかという問題について、各地方政府の労働機関により見解と実務対応がばらつく可能性があるため、地域差が大きくなる。

2. 481号文書は、相対的には会社に有利な規定となっていたため、現地企業での従業員との協議による労働契約解除の対応が、従来に比べより複雑で困難となる恐れがある。

3. 会社が賃金の上前をはねる、理由なく賃金の支給を遅延したり残業代の支給を拒否する、規定に違反して経済補償金を支払わないなどの状況がある場合について、481号文書では会社より別途25%か50%の経済補償金を追加支給するものと規定されていたが、当該規定も481号文書の廃止と同時に執行されなくなるのかどうか注目される。

4. 481号文書では、労働契約を解除する場合の医療補助費の支給基準についても規定されており、これは一般従業員の関心が最も高い問題でもある。481号文書が廃止されても、医療補助費制度そのものが廃止されるわけではない（その他の依然有効な法律規定がある）ため、医療補助費の計算においてはどのような方法を採用するのかという点も、現時点では確定されていない問題である。

◇日系企業の対応へのアドバイス

そもそも中国の経済補償金の意味合いが日本の退職金とは異なることもあり、今回102件にも上る法規が廃止や失効されたことを機に、本社と現法でもに関連法制についての理解を深めることが望ましいと思われます。経済補償金は従業員の切実な利益に直接関わるため、かねてより従業員の関心が最も高い事項であり、同時に労働仲裁や訴訟を引き起こしやすい事項でもあります。481号文書が廃止されることで、2007年までの在職期間分の経済補償金の計算方法を確定する根拠がなくなり、人員整理対応の複雑さと困難が大幅に増すこととなります。現段階においては、各地方政府の労働機関と適時意思疎通を図るようにし、管轄の現地政府や司法機関の見解に合致する方法を確認した上で対応することが、現実的な対策として勧められます。

北京・天津・河北

英老舗玩具店のハムリーズ、北京繁華街に出店

中国のニュースサイト、新浪新聞が8日伝えたところによると、中国のデパート大手、王府井百貨店は、北京市繁華街に位置する本店内に、英老舗玩具専門店「ハムリーズ」の店舗を試験開業させた。23日に正式オープンする。

北京の店舗は王府井百貨店本店の南館に入居。売り場面積は1万1000平方メートルで、ハムリーズ店として世界最大規模。伝統的な人形や定番のテディベアをはじめ、ブロックやプラモデル、電子玩具、鉄道模型、ゲームなど12歳までの子供向け玩具をほぼ網羅している。

255年の歴史を誇るハムリーズは2015年10月、中国の民営複合企業、三胞集団の参加に入った。中国では、三胞集団が江蘇省南京と徐州に展開する高級ショッピングセンターにも出店している。（上海時事）

京東集団、ドローンで農村市場開拓＝四川などに飛行場185カ所整備

中国インターネット通販2位の京東集団（JDドットコム、北京市）はこのほど、ドローン（小型無人機）を用いた特産品の集荷といった農村事業開拓のため、四川省など西南地域にドローンの飛行場185カ所を整備する計画を明らかにした。鳳凰網が7日伝えた。

185カ所は3年内に完成し、農村部の輸送難の大幅緩和が期待されている。同社によると、ドローンの活用で物流コストが70%低下する見込み。四川省産の食品など優良製品が全国に向け出荷できるようになる。

同社は先に150数カ所のドローン飛行場を整備する計画を明らかにしたが、農村市場のポテンシャルの大きさから、飛行場の数をさらに増やすことにした。（時事）